

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年10月23日	合併協議会提案	平成15年11月4日
-------	-------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	介護保険事業
事務事業・制度名	介護保険事業( 保険給付事業、要介護認定、介護保険料 )	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	<p>1 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に新町において策定するものとし、計画策定までの期間については、旧町の計画を運用する。</p> <p>2 資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 介護認定審査会については、新町において新たに設置する。</p> <p>5 第1号被保険者の保険料については、平成17年4月から新町保険料を設定することとし、月額2,800円を基本として調整を図ることとする。ただし、設定までの間は、従前のとおりとする。</p> <p>6 普通徴収の納期は、6月から3月までの10期とする。</p> <p>7 介護サービス事業所の運営にあたっては、現在の町からの委託方式を改め、サービス事業所として自主運営することができるよう関係機関と調整をはかるものとする。</p>		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成15年11月27日</p>

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
老人保健福祉計画及び介護保険事業計画	伊方町老人保健福祉計画及び伊方町介護保険事業計画(第2期:平成15~17年度) 平成15年 3月策定  策定委員会の設置 委員10名以内で構成	瀬戸町老人保健福祉計画及び瀬戸町介護保険事業計画(第2期:平成15~17年度) 平成15年 3月策定  策定委員会の設置 委員14名以内で構成	三崎町老人保健福祉計画及び三崎町介護保険事業計画(第2期:平成15~17年度) 平成15年 3月策定  策定委員会の設置 委員15名で構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期介護保険事業計画については、平成17年度に新町において策定するものとし、計画策定までの期間については、旧町の計画を運用する。</li> <li>計画の策定にあたっては、策定委員会を設置するものとし、委員会の構成は新町において検討する。</li> </ul>
被保険者の資格管理等	町介護保険事務処理システムで管理するとともに、愛媛県国保団体連合会へ委託して共同処理を行っている。	町介護保険事務処理システムで管理するとともに、愛媛県国保団体連合会へ委託して共同処理を行っている。	町介護保険事務処理システムで管理するとともに、愛媛県国保団体連合会へ委託して共同処理を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>電算システムは合併までに新町システムに統合を図ると共に、新町においても愛媛県国保団体連合会の共同処理業務を委託するものとする。</li> </ul>
保険給付の内容	国の定める介護給付及び予防給付を実施 市町村特別給付は未実施	国の定める介護給付及び予防給付を実施 市町村特別給付は未実施	国の定める介護給付及び予防給付を実施 市町村特別給付は未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ul>
介護認定訪問調査	訪問調査の実施 指定居宅介護支援事業者へ委託して実施	訪問調査の実施 町保健師及び看護師が実施すると共に指定居宅介護支援事業者へ委託して実施	訪問調査の実施 町保健師及び看護師が実施すると共に指定居宅介護支援事業者へ委託して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が実施すると共に指定居宅介護支援事業者へ委託して実施する。</li> </ul>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年10月23日	合併協議会提案	平成15年11月4日
-------	-------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	介護保険事業
事務事業・制度名	介護保険事業( 保険給付事業、要介護認定、介護保険料 )	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法																								
	伊方町	瀬戸町	三崎町																									
要介護認定事務	2次判定については、西宇和郡介護認定審査会を共同設置して実施している。	2次判定については、西宇和郡介護認定審査会を共同設置して実施している。	2次判定については、西宇和郡介護認定審査会を共同設置して実施している。	・介護認定審査会については、新町において新たに設置する。																								
第1号介護保険料	<table border="0"> <tr><td>賦課方式</td><td>5段階方式</td></tr> <tr><td>基準月額保険料</td><td>2,800円</td></tr> <tr><td>普通徴収の納期</td><td>6～3月の10期</td></tr> <tr><td>担当窓口(係)</td><td>介護保険係</td></tr> </table>	賦課方式	5段階方式	基準月額保険料	2,800円	普通徴収の納期	6～3月の10期	担当窓口(係)	介護保険係	<table border="0"> <tr><td>賦課方式</td><td>5段階方式</td></tr> <tr><td>基準月額保険料</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>普通徴収の納期</td><td>6～3月の10期</td></tr> <tr><td>担当窓口(係)</td><td>税務係</td></tr> </table>	賦課方式	5段階方式	基準月額保険料	3,200円	普通徴収の納期	6～3月の10期	担当窓口(係)	税務係	<table border="0"> <tr><td>賦課方式</td><td>5段階方式</td></tr> <tr><td>基準月額保険料</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>普通徴収の納期</td><td>7～2月の8期</td></tr> <tr><td>担当窓口(係)</td><td>介護保険係</td></tr> </table>	賦課方式	5段階方式	基準月額保険料	2,400円	普通徴収の納期	7～2月の8期	担当窓口(係)	介護保険係	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者の介護保険料については、平成17年4月から新町保険料を設定することとし、3町合算による再計算にて算出した月額2,800円を基本として調整を図ることとする。 なお、新町保険料設定までの間は、従前のとおりとする。</li> <li>普通徴収の納期は、6～3月の10期に統一する。</li> <li>第1号被保険者の賦課徴収事務は、介護保険担当部署にて対応するものとする。</li> </ul>
賦課方式	5段階方式																											
基準月額保険料	2,800円																											
普通徴収の納期	6～3月の10期																											
担当窓口(係)	介護保険係																											
賦課方式	5段階方式																											
基準月額保険料	3,200円																											
普通徴収の納期	6～3月の10期																											
担当窓口(係)	税務係																											
賦課方式	5段階方式																											
基準月額保険料	2,400円																											
普通徴収の納期	7～2月の8期																											
担当窓口(係)	介護保険係																											
介護サービス事業所	<p>事業の委託状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町社会福祉協議会 訪問介護、通所介護、訪問入浴介護</li> <li>つわぶき荘 居宅介護支援</li> </ul> <p>介護給付費(保険請求)の請求 町が請求事務を行っている</p>	<p>事業の委託状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸町社会福祉協議会 訪問介護、通所介護、居宅介護支援</li> </ul> <p>介護給付費(保険請求)の請求 社協が請求事務を行っている</p>	<p>事業の委託状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三崎町社会福祉協議会 訪問介護、通所介護</li> </ul> <p>介護給付費(保険請求)の請求 町が請求事務を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業所の運営にあたっては、現在の町からの委託方式を改め、サービス事業所として自主運営することが出来るよう関係機関と調整を図るものとする。</li> </ul>																								